

恵み めぐる まっさき生活応援商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が町民の生活に与える影響を緩和するために町が実施する町制施行70周年記念松前町生活応援商品券事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 松前町が発行する生活応援商品券をいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品又はサービスの提供（換金性の高いものを除く。）をいう。
- (3) 取扱事業者 商品券取扱店舗として松前町が登録を行った者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は松前町とする。

- 2 町は、事業の運用の一部について、適切に行うことができる法人等に委託して行うことができる。
- 3 町は、前項の規定による事業の委託に当たっては、委託先の事業者に対し、職務上知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じさせるものとする。

(交付対象者)

第4条 商品券の交付対象者は、令和7年3月31日時点で松前町の住民基本台帳（住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の住民基本台帳をいう。）に記録されている者とする。

(商品券の名称及び内容)

第5条 商品券の名称は、「松前町生活応援商品券」とする。

- 2 商品券の交付額は、1人当たり2,000円（共通券500円×2枚、限定券500円×2枚）とし、世帯単位で世帯主宛に発送する。
- 3 商品券の再発行は、原則行わないものとする。

(使用範囲及び制限等)

第6条 商品券は、取扱事業者との特定取引に限り使用できる。

2 商品券の使用期間は、令和7年9月10日から令和8年1月31日までとする。

3 商品券は、現金との交換、転売及び譲渡を禁止する。

4 商品券は、次に掲げる用途に使用できない。

(1) 出資や債務の支払（税金・振込み手数料、電気・ガス・水道料金等）

(2) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自に発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

(3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

(4) 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入

(5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払

(6) 現金との換金、金融機関への預け入れ

(7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払

(8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(9) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

(10) 各取扱店舗が指定するもの

5 取扱事業者は、商品券の使用に係るつり銭を支払わないものとする。

（取扱事業者の資格）

第7条 次に掲げる条件を満たす事業者を商品券取扱店舗の登録の対象とする

(1) 町内に事業所を有する法人・個人事業主

(2) 不正利用を行わない旨を誓約できる者

2 次に掲げる者は、商品券取扱店舗として登録することができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者

(2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

(3) 入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置等を受けている者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

(5) 第 6 条第 4 項各号に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗 等

（登録と通知）

第 8 条 商品券取扱店舗の登録を受けようとする者は、取扱店舗登録申込書を委託先の事業者提出しなければならない。

2 町は、取扱店舗登録申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは登録証（様式第 1 号）を申込者に交付するものとする。

（取扱事業者の責務）

第 9 条 取扱事業者は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 登録証・ステッカー等の提示
- (2) 商品券の正当な利用・管理
- (3) 使用を見越した値上げや不正な換金の禁止
- (4) 偽造券の報告
- (5) 松前町・まっさき生活応援商品券事務局との連携

（換金）

第 10 条 取扱事業者は、換金請求書（様式第 2 号）及び使用済商品券を町に提出し、町の審査を経て口座振込により換金を受ける。

2 換金受付は、月 2 回とし、町は、請求締切日から 30 日以内に換金額に相当する金額を支払うものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めのない事項は、町と受託事業者の協議により定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。